




【活動班の役割】

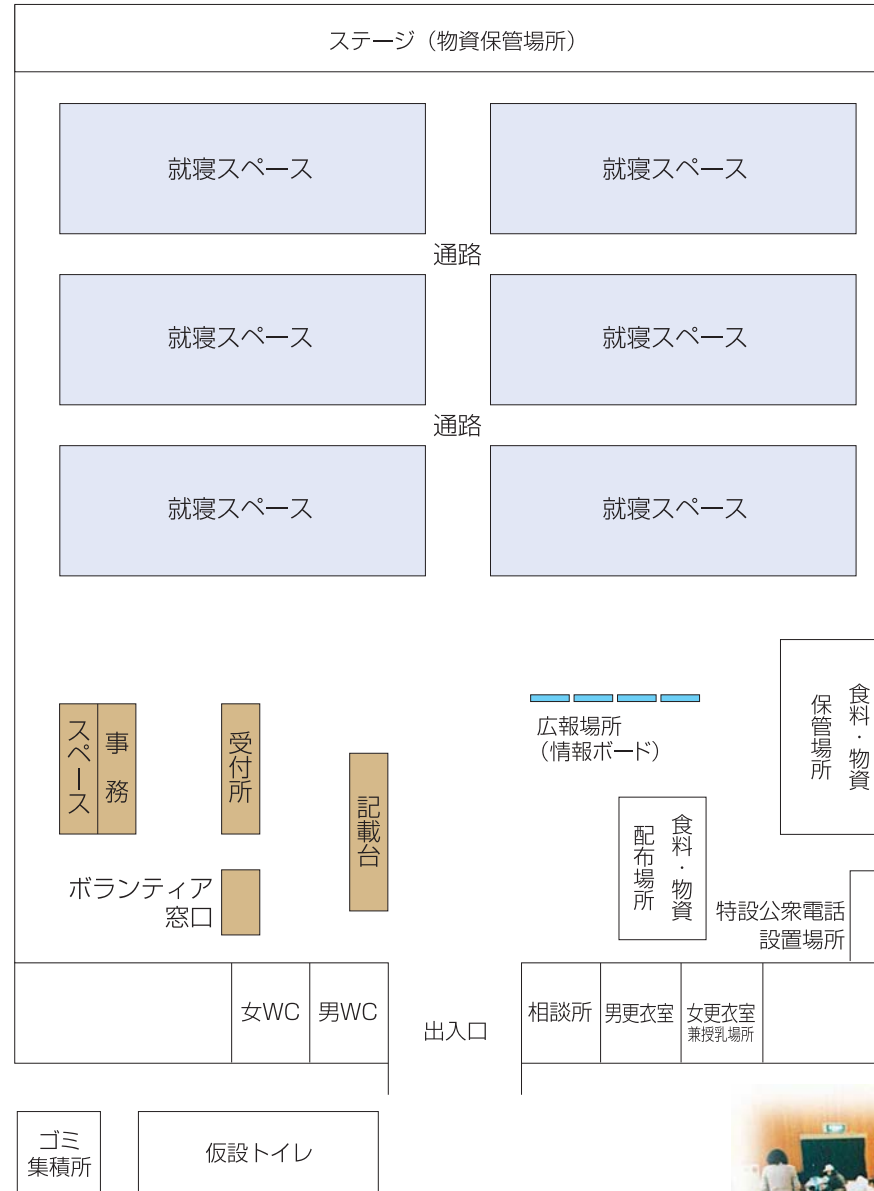
	避難所運営時	平常時
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ○運営組織事務局としての市町村災害対策本部との連絡調整 ○避難所レイアウトの設定・変更 ○防災資機材、備蓄品の確認及び確保 ○避難所運営の記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所のレイアウトの検討 ○備蓄品、間仕切り、事務用品等の確保、点検 
被災者管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者名簿の作成、管理 ○安否確認等問い合わせへの対応 ○マスコミ、調査・研究者等の取材への対応 ○郵便物・宅配便等の取り次ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難者名簿の作成方法の検討 ○安否確認等問い合わせへの対応方法の検討 ○取材への対応方法の検討 ○郵便物等の取り次ぎ方法の検討
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関からの情報収集 ○避難者への情報提供 ○避難所からの情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報収集、情報提供、情報発信の方法の検討
施設管理班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の安全確認と危険箇所への対応 ○避難所での防火・防犯への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所の確認 ○避難所での防火・防犯に関する留意事項の検討 ○夜間のパトロール方法の検討
食料・物資班	<ul style="list-style-type: none"> ○食料・物資の調達、受入、管理、配布 ○炊き出しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要食料・物資の把握方法の検討 ○炊き出し訓練の実施 ○食料・物資の受入方法等の検討
救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所内の傷病者の把握、救護 ○要援護者の介護 ○救護所、医療機関の開設状況の把握 ○避難所内に医務室を設け、医薬品の種類、数量の把握 ○避難所内の疾病者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急救護方法の習得と啓発 ○避難所内救急用品の確保、点検 
衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ○ゴミ集積所の設置、管理 ○避難所の人数に応じたトイレの確保、管理 ○避難者による掃除の実施の呼びかけ ○衛生管理の徹底、感染症の予防 ○適正なペット飼育方法の徹底 ○生活水の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○衛生管理に関する知識の習得と啓発 ○ゴミ集積所、風呂、トイレ等の設置、管理方法の検討 ○ペットの飼育方法の検討 
ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受け入れ窓口の設置 ○ボランティアの受け入れ、調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ボランティアへの協力の呼びかけや体制づくりの検討 ○一般ボランティアの受け入れ、調整方法の検討
要援護者班	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者用窓口の設置 ○要援護者の支援要請の把握と対処 ○避難所における要援護者支援への理解の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○自主防災組織と連携し、要援護者台帳の整備 ○要援護者に関する地域の理解の促進

【避難所に設けるべきスペース】

〔○〕は当初から設ける必要がある

区分	設けるべきスペース
避難所運営用	○避難者の受付所 ○事務室 ○広報場所 ○会議場所 ○仮眠所(避難所運営者用)
救援活動用	○救護室 ○物資等の保管室 ○物資等の配布場所 ○相談所 ○特設公衆電話の設置場所
避難生活用	○更衣室(兼授乳場所) ○休憩所 ○調理場(電気調理器具用) ○遊戯場・勉強場所
屋外	○仮設トイレ ○ゴミ集積場 ○喫煙場所 ○物資等の荷下ろし場・配布場所 ○炊事・炊き出し場 ○仮設入浴場 ○洗濯・物干場 ○駐輪・駐車場

【避難所（体育館内レイアウト例）】



※福祉避難室、救護室、事務室等については、「避難所に設けるべきスペース」にあるとおり、必要なスペースとして独立した「室」を設けます。
※体育館以外であっても各機能をもったスペースが必要となります。

災害時要援護者対策について

【災害時要援護者対策の必要性】

近年、全国を襲っている集中豪雨災害等では、住民への情報の伝達に時間を要し、被災した例がありました。また、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震の地震災害においても、急激な環境変化、特に劣悪な避難所生活による病状の悪化やストレス等による死者（いわゆる震災関連死）も多数に上りました。その割合として多いのは、高齢者や障害者などの災害時要援護者といわれる方々でした。

これらの方々を災害発生時にどのようにして救援するかについて、具体的な対策を講じる必要があります。



【災害時要援護者とは?】

災害時要援護者とは、災害が発生したときや、災害の危険が迫ったときに、必要な情報を的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど一連の行動をとるのに支援を要する人々のことです。

【避難支援プラン策定に向けて】

災害時要援護者対策を具体的に進めるため、行政と自治会、民政委員などが協力して、次の流れを参考に要援護者一人ひとりの「避難支援プラン」を作り、関係者の間で情報を共有したうえで定期的に訓練を行うことが大切です。

① 災害時要援護者の事前把握

平時からの要援護者情報の収集、共有が不可欠なので、プライバシーの保護に配慮して、以下の手法を活用しながら台帳の整備をします。

関係機関共有方式	地方公共団体の個人情報保護条例において、特例として、住民の生命・身体・財産を守るために保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ない場合でも、個人情報の保護に配慮したうえで、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの（守秘義務のある）関係機関等間で共有する方式。（次項をご覧ください。）
手上げ方式	要援護者登録制度を行うことについて広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。
同意方式	防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

② 情報伝達体制の整備

要援護者の特性に応じた情報伝達のルート、手段を整備し、災害発生時に確実に本人や支援者等へ伝達する必要があります。（例：聴覚障害者→手話、FAX等）

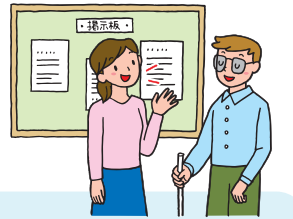
③ 避難支援者の決定と防災訓練の実施

市町村の要援護者支援に係る全体的な考え方を定め、そのうえで要援護者一人ひとりに対する個別支援計画（名簿・台帳）を行政や自治会、民政委員などの関係者が協力しながら作成します。

個別支援計画をつくる中で、一人ひとりの要援護者を災害時に支援する避難支援者を複数名定め、平時から声かけなどを行うとともに、毎年行う防災訓練で避難支援者が要援護者宅に駆けつけて福祉避難所（次項）等に避難支援するなどの訓練を行うようにします。

【日常の危機管理から防災意識の啓発を!】

防災だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者が自ら地域に受け入れていくことができる環境づくりに努めることが大切です。



災害時要援護者対策と個人情報の取り扱いについて

「地方公共団体の」個人情報保護条例に次の規定がある場合

本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき

保有個人情報を提供することについて個人情報保護審議会の意見を聴いて特別な理由があると認められたとき

明らかに本人の利益になるときという規程がない場合でも、明らかに本人の利益になることが、審議会で定めている「特別な理由」に該当しますので、情報共有が可能です。

保有個人情報の目的外利用・提供ができる

要援護者情報の民生委員、自主防災組織等の第三者への提供については、要援護者情報を提供する場合、**条例や契約、誓約書の提出等**を活用して情報を受ける側に**守秘義務**を課すことにより、**個人情報の取扱制度への信頼**も高まります。

【福祉避難所(室)の設置】



福祉避難所とは、障害者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方々を収容し保護する避難所のことです。

市町村が平常時から福祉施設等を指定し、協定を結んでおくとともに、災害発生直後は、身近に避難できる地区の避難所の中に健常者と分けて、要援護者のためのスペース、支援するスタッフなどを確保することが大切です。

【要援護者1人ひとりが携帯する「あんしんカード」の例(個別の避難支援プランをもとに作成)】

携帯用 「あんしんカード」の例(名刺大)

あんしんカード	
No.	
住所	Tel ()
ふりがな氏名	生年月日 血液型

緊急時連絡先	住所氏名	続柄 Tel (E-mail)
かかりつけの病院等		Tel (E-mail)
支援員1		Tel (E-mail)
支援員2		Tel (E-mail)
支援員3		Tel (E-mail)

自宅保存用 「あんしんカード」の例

ふりがな氏名	生年月日
住所	血液型
緊急連絡先	(近親者等)
障害(要介護)の種類・等級等 手帳番号等	注意事項 ・服用している薬等
健康保険証 種別・番号	

緊急連絡先表(追加分)			
機関名	担当者名	所在地	Tel・Fax (E-mail)
災害時に望む対応、必要とする援助など			

必要に応じて、緊急連絡先の欄を追加します。

DIGにチャレンジ!!

地震などの自然災害が発生した場合、私たちの地域はどうなり、私たちは何をしなければならないか？
そのためのトレーニングとして、皆で地図を囲み、ワイワイガヤガヤと簡単にできるのが、災害図上
訓練DIGなのです。

災害図上訓練DIGとは、**災害(Disaster)のD**、**想像力(Imagination)のI**、**ゲーム(Game)のG**の頭
文字を取って名付けられた、誰もが行うことができ、誰もが参加できる簡易な訓練です。一言で言うと、
「大きな地図を参加者全員で囲み、地域の災害対策本部の運営のイメージトレーニングをしてみましょ
う」というものです。

「地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究報告書」(消防庁)による

DIGをやるために

〈人員構成〉

- 進行役 …… 全体の企画、
進行、講評等
- スタッフ …… 進行役を補助
- プレイヤー …… 地図を囲み、
検討する参加者



〈当日までの準備〉

- ・テーマの決定
- ・参加人員の見積
- ・会場の手配・参加呼びかけ
- ・地図・小道具の手配
- ・配布資料の作成
- ・スタッフの役割分担の確認

〈用意するもの〉

- ・地図(住宅地図など)
- ・地図の拡大コピー
- ・透明シート
- ・油性ペン
- ・ベンジン
- ・ティッシュペーパー
- ・テープ(セロテープ)
- ・ドットシール
- ・大判の付せん紙



〈DIG当日の訓練実施〉

- ・会場設営
- ・受付
- ・DIG実施
- ・後片づけ
- ・反省会

やってみましょう!!

ステップ0 まずはセッティング

プレイヤーの人数を一班10名程度に分けます。机に拡大コピーした地図を広げ、透明シートをほぼ全面にかぶせます。

ステップ1 自分の住むまちの防災力を理解する

ここでは、自然条件・まちの構造・人的・物的防災資源を地図に書き込みながら、自分の住むまちの災害に対する強さ・弱さについて確認します。付箋などを使い記入します。

〈進行役が全体に呼びかけながら一つ一つ作業を進めてもらう〉

ア. 基本地図(自然条件)を把握する

- ①現在の自然条件を確認する。市街地の位置、山と平地の境界線、河川の位置など
- ②昔の自然条件を可能な範囲で記載する。今の宅地場所が昔はどうなっていたかなど

イ. 基本地図(まちの構造)を作成する

- 鉄道・主要道路・路地・狭隘道路・公園・オープンスペース・水路・用水・
小河川・延焼を防ぐと思われる地域を書き込む。

ウ. 地域の「人的・物的資源」を記載する

プラスにもマイナスにも働く施設等を付箋等により書き込む。

- ①公官署・医療機関等
- ②避難地、避難所、防災倉庫、資機材を保有する事業者、防火水利、食料・日用品・薬品・燃料の販売店など「役に立つ施設」
- ③転倒、落下、倒壊した時に危険となる施設
危険物の貯蔵施設、ブロック塀、石垣、屋外広告物、自動販売機など
- ④地域防災に役立つ人材
自治会、地域防災リーダー、消防経験者、医療救護関係者、通訳(外国語・手話)、民生・児童委員など
- ⑤災害時要援護者のいる世帯
一人暮らしの高齢者、寝たきりの人、身体障害者、妊産婦、外国人など



ステップ2 想定されるまちの被害を理解する

ここでは、ステップ1において作成した地図をベースに、地震等が発生した場合の想定される被害状況とどのような災害が発生するか想像し、記入します。

ア. 地域に起こり得る被害を書き込む

- ①地域の被害想定、ハザードマップを活用し建物被害、崖崩れ危険箇所、延焼火災といった被害を書き込む。
- ②別途想定される被害、事柄を抽出し「土地勘のある者」だけが持つ想像力を働かせて、どこで、何が起こり得るか記載する。

ステップ3 地域としての対策を検討する

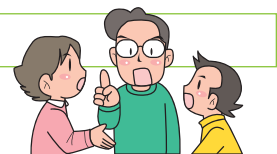
ステップ1、2で確認した「まちの防災力」「想定されるまちの被害」を前提に、地震等が発生したときの状況をイメージし、その対策について検討します。

ア. 実践的イメージトレーニング(発災直後)

- ①発生日、時間、季節、天候などの前提条件、次に被害状況(建物被害、火災、人的被害、道路被害、鉄道被害)などを与え、参加者にイメージをふくらませる。
- ②「Aさん宅にて火災発生。多数の地域で火災が発生しているため、消防隊の到着は遅れる。具体的にどのような対応を取るか」などの具体的な質問を投げかける。

イ. 実践的イメージトレーニング(発災後数時間~数日経過)

「〇〇小学校に避難住民が殺到し騒然としています。避難住民の数を集計し、まず、どのように対処すべきか具体的に考えてください。」などの具体的な質問を投げかける。



平常時の普及啓発活動について

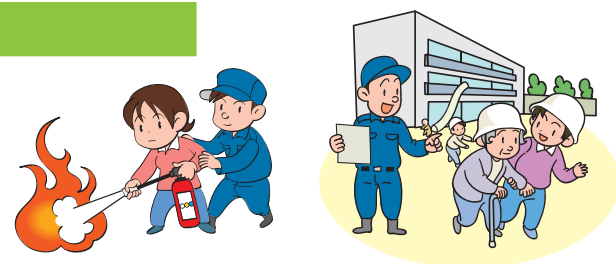
自主防災組織が災害時に効果的に活動するためには、幅広い世代がともに参加し活動できる仕組みづくりが必要です。



- ・自主防災組織の活動内容を理解してもらうためのチラシ等の作成、PR活動
- ・特技や経験などが生かせる活動への参加の呼びかけ
- ・防災に関する学習会や講演会、研修会の開催
- ・防災訓練にイベントを組み合わせるなど参加の促進

実践的な防災訓練の実施

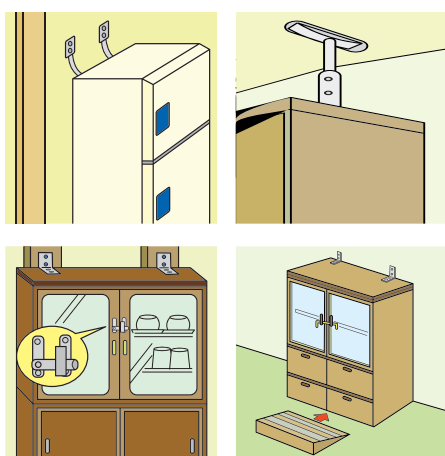
災害時に迅速かつ的確に行動するためには、防災に関する知識だけでは行動に移せません。日ごろから災害発生時に役立つ実践的な訓練を十分に行うことが大切です。



家庭内対策の推進

阪神・淡路大震災で亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。地震発生時の負傷者を少しでも減らすためには、各家庭において地震に対する備えをしておくことは非常に重要です。自主防災組織を挙げて対策に取り組んでください。

【家具の転倒・電化製品等の落下防止】

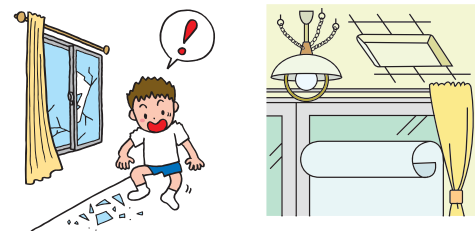


家具を固定できないときは、家具の下(手前)に板や段ボールを入れて固定する方法もあります。食器棚等の収納物は観音開きの扉に止め金具をつけます。



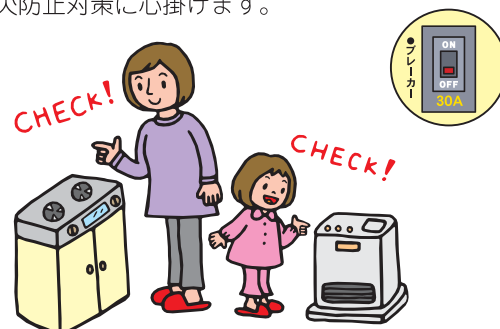
【飛散防止フィルム等によるガラスの飛散防止】

ガラスが割れてしまっても破片が飛び散らないので、ガラス片によるケガなどの被害を防ぐことができます。



【出火防止対策】

地震による火災を防ぐために、各家庭における出火防止対策に心掛けます。



家屋の耐震診断と補強

山梨県の住宅の耐震対策

【耐震診断補助制度(補助率10/10、限度額3万円)】

市町村では、国・県と協力し1981年(昭和56年)以前の耐震基準の木造個人住宅を対象に耐震診断事業を行っています。耐震診断費用の個人負担はありません。この診断の結果、改修工事が必要となった場合、改修に対する補助制度があります。



【耐震改修補助制度(補助率1/2、限度額60万円)】

市町村では、国・県と協力し耐震補強工事の工事費用についての補助を行っています。対象限度額は耐震改修工事費の1/2とし、60万円を上限に補助されます。



NTT災害用伝言ダイヤル「171」

地震等の災害発生時に、NTTの「災害用伝言ダイヤル」により家族等に自分の安否を伝える(又は家族等の安否を確認する)ことができます。

被災者の方が録音した安否情報などを、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて確認することができます。



録音/再生のダイヤル方法

- ① 171をダイヤル
- ② 録音は 1 再生は 2 をダイヤル
- ③ 0××-△△△-□□□□
 - ・被災地の方は自宅の電話番号を
 - ・被災地外の方は被災地の方の電話番号をいずれも市外局番からダイヤルしてください。
- ④ ガイダンスに従い録音・再生してください。 **録音時間/1伝言30秒以内**

※利用にあたっての契約等は一切不用です。

※災害時以外にも、毎月1日(1月1日を除く)、防災週間(9月)、防災とボランティア週間(1月)に体験利用ができます。

携帯電話による災害用伝言板



携帯電話でも安否確認ができる災害用伝言板サービスがあります。

地震等の災害発生時に、被災地の安否情報を災害用伝言板に登録し、登録された伝言は携帯電話やパソコンから見ることができます。

※サービスの詳細は各携帯会社へご確認ください。